

平成 2 2 年 2 月 1 2 日

平成 2 2 年第 1 回 岬町 議会 臨時会

第 1 日 会議録

平成22年第1回(2月)岬町議会臨時会第1日会議録

○平成22年2月12日(金)午前10時00分開議

○場 所 岬町役場議場

○出席議員 次のとおり14名であります。

1番 川 端 啓 子	2番 鍛 治 末 雄	3番 中 原 晶
5番 和 田 勝 弘	6番 出 口 實	7番 奥 野 学
8番 谷 本 貢	9番 反 保 多喜男	10番 岡 本 重 樹
11番 辻 下 文 信	12番 辻 下 正 純	13番 豊 国 秀 行
14番 小 川 日出夫	15番 竹 内 邦 博	

欠席議員 な し

傍 聴 33名(うち記者 1名)

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 田 代 堯	教 育 長 田 中 繁 樹
総 務 部 長 中 口 守 可	総 務 部 理 事 時 岡 貢
企 画 部 長 笠 間 光 弘	企 画 部 理 事 谷 下 泰 久
住 民 部 長 白 井 保 二	福 祉 部 長 芦 田 貴 志 雄
福 祉 部 理 事 南 康 明	事 業 部 長 兼 直 轄 理 事 松 永 英 三
上 下 水 道 部 長 末 原 光 喜	会 計 管 理 者 理 事 兼 会 計 課 長 湊 原 義 仁
教 育 委 員 会 事 務 局 教 育 部 長 古 谷 清	総 務 部 総 務 法 制 課 長 中 田 道 徳
総 務 部 行 財 政 改 革 課 長 四 至 本 直 秀	住 民 部 住 民 生 活 課 長 波 戸 元 雅 一
教 育 委 員 会 事 務 局 教 育 部 学 校 教 育 課 長 岸 本 保 裕	

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 辻 下 一 博

議会事務局課長
兼議会係長

大 山 鐵 男

○会 期

平成22年2月12日（1日）

○会議録署名議員

9番 反 保 多喜男

10番 岡 本 重 樹

議事日程

- | | |
|-----------|--|
| 日程1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程2 | 会期の決定 |
| 日程3 議案第1号 | 動産買入れ契約締結の件
(学校ICT環境整備事業に係る備品の買入れ) |
| 日程4 議案第2号 | 岬町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例の一部を
改正する条例の一部を改正する件 |

(午前10時00分 開会)

○谷本 貢議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成22年第1回岬町議会臨時会を開会します。

ただいまの時刻は午前10時00分です。

本日の出席議員は14名です。

定足数に達しておりますので、本臨時会は成立しました。

本臨時会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

○谷本 貢議長 日程1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員を会議規則第120条の規定により、議長において指名します。

9番反保多喜男君、10番岡本重樹君、以上の2名の方をお願いします。

○谷本 貢議長 日程2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日2月12日の1日としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。よって、今期臨時会の会期は、本日2月12日の1日に決定しました。

○谷本 貢議長 それでは、本臨時会の開会に当たり、町長からあいさつを求められていますので、これを許可します。町長、田代堯君。

○田代町長 皆さんおはようございます。岬町議会臨時会の開会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

先日、暦の上では、立春を迎えましたが、今年の冬は寒暖の差もあり、まだ春を感じるのはいましばらくかかるような今日この頃でございます。

さて、昨年の政権交代により、国の施策方針が大きく転換され、岬町におきましても社会情

勢の変化や時代のニーズを適格にとらえて、地方自治体の役割を果たしていかないとしないと考えております。

また、私の選挙公約でありました家庭系可燃ごみの無料化については、再度上程をさせていただいておりますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

どうぞ、議会の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げる次第であります。

さて、本臨時会にご提案いたしております議案は、「動産買入れ契約締結の件（学校ICT環境整備事業に係る備品の買入れ）、及び「岬町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する件」の2議案であります。

どうか、よろしくご審議いただき、議決賜わりますようお願い申しあげまして、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

○谷本 貢議長 町長のあいさつが終わりました。

○谷本 貢議長 日程3、議案第1号「動産買入れ契約締結の件（学校ICT環境整備事業に係る備品の買入れ）」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務部長、中口守可君。

○中口総務部長 日程3、議案第1号「動産買入れ契約締結の件（学校ICT環境整備事業に係る備品の買入れ）」についてご説明いたします。

学校ICT環境整備事業に係る備品の買入れにあたりまして、動産買入れ契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、財産の取得又は処分は、予定価格700万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払いについて、議会の議決を求めるものでございます。

この動産買入れにつきましては、1月29日に入札を執行いたしました。

入札方法といたしましては、指名競争入札で行い、契約金額1,963万5千円、うち消費税及び地方消費税93万5千円でございます。

契約の相手方は、大阪府泉南郡岬町深日1507番地の9

株式会社カシワギ 代表取締役 柏木武信 でございます。

この買入れは、岬町立小・中学校に地上デジタル放送対応薄型テレビと教育コンピューター機器等を買入れするもので、納入期間につきましては、議会の議決日から平成22年3月12日まででございます。

入札結果（経過）調書及び納品場所につきましては、別紙資料番号1及び裏面をご参照ください。

入札結果（経過）調書の主な内容を説明させていただきます。

平成22年1月12日に指名審査委員会を開催いたしまして、国の交付金の趣旨であります地域活性化経済危機対策臨時交付金ということから、町内9社を指名させていただきました。

入札参加業者数は、調書のとおり5社となっており、辞退社は4社でございます。落札率は、99.73パーセントとなっております。

以上でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○谷本 貢議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

豊国秀行君。

○豊国秀行議員 ただいまの学校ICT環境整備事業に係る備品の買入れの件について、2、3お聞きしたいと思います。

ICTとは、情報通信技術の意と認識しているのですが、昨年9月議会で決定している事業とお聞きしました。私はその当時、議員ではなかったので、お聞きしてはいないのですが、この機会に少しお尋ねいたします。

1月29日に入札をしたとのことで、事業を決定してから約5ヶ月の日数を要していますが、これは通常ベースなのか、それとも何らかの理由で今になったのか、お聞きしたいのが1点です。

次に、これだけの大量のパソコンの更新と、追加購入並びにテレビの購入の入札条件として、機器メーカーの指定とか使用指定とかあるのでしょうか。

もう1つは、今契約して、実際に生徒が使用されるのは4月の新学期からなののでしょうか。

その3点のわかる範囲でご答弁をお願いします。

○谷本 貢議長 総務部長、中口守可君。

○中口総務部長 ただいまの豊国議員からの質問が3点あったと思います。

まず、1点目について、私の方から答えさせていただきます。ご指摘のように1月29日に入札いたしました。この予算につきましては、9月の定例議会に上程し可決された事業でございます。先ほど申しましたように国の予算として、国の交付金が決定したところでございますが、その当時、国の方で自民党政権から民主党政権に変わった経過がございまして、交付金の執行に対して、執行見合わせ、見送りということが、国の方から指導がございまして、今般、1月入札となったものでございます。

以上です。

○谷本 貢議長 教育委員会事務局教育部長、古谷 清。

○古谷教育委員会事務局教育部長 2点目、3点目についてお答えいたします。

当然こういう大きな入札の契約でございますので、仕様書等で入札にのぞんでおります。

なお、機器メーカー等は特に指定しておりませんので、スペックといいますか、パソコンの性能なり、デジタルテレビの大きさなり、また性能なりを文書化して、仕様書として契約にのぞんでおります。

3点目、3月の中旬までに納品していただくという仮契約をしておりますので、新学期からは、新しいパソコンで、また新しいデジタルテレビを活用し、電子黒板的な使い方をする授業ができるものと考えております。

○谷本 貢議長 他に質疑ございませんか。中原 晶君。

○中原 晶議員 資料を用意していただいております、その資料の裏面に、整備内容が示されております。児童用のパソコン、先生用パソコン等、各小学校、中学校ごとに数値が示されているわけですが、質問したいのは、3つの小学校がありますけども、この3つの小学校、台数でいきますと淡輪小学校で40台、深日小学校で20台、多奈川小学校で20台という台数を今回更新するということになるわけですが、各小学校の1クラスの最高人数を教えてくださいたいと思います。

○谷本 貢議長 教育委員会事務局教育部長、古谷 清。

○古谷教育委員会事務局教育部長 お答えいたします。

今年度でございますけども、淡輪小学校では、3年生のクラス人数が一番多くて36人。深日小学校では、6年生で38人。多奈川小学校では、6年生で28人という状況になっております。

○谷本 貢議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 今お答えいただいたとろでいきますと、1クラスで同時にパソコンを使うという環境になった場合に、淡輪小学校では、1クラスの最高人数が36人ということですので、40台のパソコンがあれば1人1台使っていけるということかと思いますが、深日小学校や多奈川小学校につきましては、1人1台ということにはならないと思うのですが、この点については教育の機会均等の立場からみても問題があるのではないかというふうに考えますが、この点について、お考えをお聞きしておきたいと思っております。

○谷本 貢議長 教育委員会事務局教育部長、古谷 清。

○古谷教育委員会事務局教育部長 お答えいたします。

深日小学校で最大38人ということですので、少ないではないかというご質問かと思
いますけれども、現場では実際40台のパソコンが現在稼働しております。そのうちの半分を最
新の機器に入れ替えることで現場での対応をお願いしていきたいと考えております。

ご指摘の趣旨は十分呑み込んでおりまして、私どもこれがベストの整備ではないなど。理想は
もっと高いところにあるのですが、何分非常に限られた予算の中で今回も国の補助金なり、また
先ほどもありましたが、地域活性化経済危機対策というこの機会をとらまえて、子どもたちのた
めに最新の機器を整備して、ICT環境を整えたいということで考えております。

今後とも機会をとらまえての機器の整備に努めたいというふうに考えております。

○谷本 貢議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

まず、原案に反対の方の発言を許します。反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 次に、原案に賛成の方の発言を許します。中原 晶君。

○中原 晶議員 賛成の立場から討論に参加したいと思います。

先ほど、豊国議員からも質問、またそれに対する答弁でもあったとおり、今回の事業につつま
しては、昨年の9月の議会で予算が成立していたにも関わらず、今の時期になって入札にいたっ
たということについては、政権交代という大きな変化が起こったことで、前政権時代の交付金が
使えるのかどうかぎりぎりまではっきりしなかったという事情があったということで、担当部局
においては、大変ご苦労があったところかとお察しするところであります。

先ほど、私から質問させていただきましたが、お答えの中で深日小学校については、全体では
40台あるけれども今回は半分の20台を入れ替える。半分は古いままで使用していかざるを得
ないということでありまして、それでは不十分だというふうに担当部局としても考えているとい
うことが表明されまして、同時に、今後また機会をとらえて環境を整えていきたいという意思表
明もお聞きしたところでありますので、より一層努力をしていっていただきたいという要望を申
し浴えておきたいと思っております。

また、今回の件につきましては、中口総務部長からの案件でもあったとおり、地域を活性化さ
せるという目的に相応しい努力が図られたという点でも評価する点であります。

また、パソコンの台数につきましては、子どもが使うパソコンについての不十分さは、先ほど

質疑で明らかであったとおりであります。先生のパソコンについても以前から不十分だという声を現場からも聞いております。

子どもたちの学ぶ環境、また学校の教職員の労働環境両面の充実を今後もより一層図っていただくという努力を重ねて求めて賛成いたします。

○谷本 貢議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 これで討論を終わります

これより、議案第 1 号「動産買入れ契約締結の件（学校 I C T 環境整備事業に係る備品の買入れ）」を起立により採決します。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○谷本 貢議長 起立満場一致であります。よって、議案第 1 号は、原案のとおり可決されました。

○谷本 貢議長 日程 4、議案第 2 号「岬町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。住民部長、白井保二君。

○白井住民部長 日程 4 議案第 2 号 「岬町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する件」について説明させていただきます。

提案理由といたしましては、本町を取り巻く厳しい社会経済情勢にかんがみ、今後の住民負担のあり方について適切な措置を講ずる必要性などを踏まえ、平成 22 年 4 月から実施を予定する家庭系可燃ごみの有料化を見直すため、本条例に所要の改正を行うものでございます。

改正内容についてご説明させていただきます。議案書の裏面を、また、別紙の新旧対照表も併せてご参照願います。

「岬町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例の一部を改正する条例（平成 21 年岬町条例第 21 号）」の別表第 1 において規定する「一般家庭から排出されるもの（町長が定める資源物を除く。）を定時に収集及び運搬するとき」に使用する 20 リットル用指定袋 1 個につき 20 円、30 リットル用指定袋 1 個につき 30 円、45 リットル用指定袋 1 個につき 50 円とする「有料指定袋」に関する規定を「無料」に改正するものであります。

次に、附則第1項及び第2項の改正内容であります。改正前の附則第1項は、条例の施行日を平成22年4月1日と規定し、有料化に伴う指定袋を3月1日から販売するためのただし書きを加えておりました。

また、附則第2項は、指定袋は1月前から販売しますが、有料化制度による収集及び運搬は4月1日から適用する旨を規定しておりましたが、今回の無料化の改正により、第1項のただし書き及び第2項が必要でなくなるため削除するものであります。

次に、今回の改正条例の附則第1項では施行期日を定め、この条例は、公布の日から施行することとしております。

また、附則第2項では、改正後の岬町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例別表第1の適用に係る特例を規定しており、一般家庭から排出される可燃ごみを定時に収集及び運搬するときの手数料は、今回の改正により無料となります。

しかし、一般家庭からの可燃ごみの排出量が、環境省が定める第2次循環型社会形成推進基本計画において取組むべき削減目標である20%を達成することが困難な状況にあると判断できるときは、検討を加える旨の特例規定を追加いたしております。

以上が本条例の改正内容の概要でございます。よろしくご審議のうえ議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○谷本 貢議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。竹内邦博君。

○竹内邦博議員 1、2点お聞きしたいことがございますのでお願いします。

まず、町長にお聞きしたいのですが、地方自治法第148条というのを町長ご存知だとは思いますが、おわかりですか。

2点目、もし仮に本日提案された議案が否決された場合、どのような対策をお考えでしょうか。

それと原案では実施予定が4月からとなっておりますが、その辺の実施の形と予算はどのようにするのか、まずその点お答えをお願いします。

○谷本 貢議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 竹内議員の質問にお答えさせていただきます。

提案条例が否決された場合に予算との関連で法的に問題はないのかという質問かと思うのですが、私が議会議員の時から申し上げて来たとおり、このごみの有料化については、地方公共団体が行う事務の中に廃棄物の処理が入っておりますし、地方自治法の条例及び規則の中にも「普通地方公共団体は法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務に関し、条例を制定す

ることができる」とあります。

また、ご質問されている条例とは全く相反する条例を提案していることだとは思いますが、その中で本来、地方自治体が行う事務とは廃棄物処理、つまりごみ、またし尿処理経費については、税で賄うものであるということを私は地方自治法等を踏まえ認識いたしております。そういうことから本来ならごみの有料化というのは条例化に馴染まない、この内容は幾分か意見が分かれることとなりますが本来の考え方はそうであります。

しかし、今回の有料化については、ごみの減量化、CO₂の削減などから手数料を取るということをご明記されておりますので、その点については、やはり無料であるべきだということをご提案申し上げているのです。もし、この提案の条例が、例えば議会のご理解を得られなかった場合は、直ちにその予算化をして、その執行にあたるというのが本来の筋ではなかろうかとこのように思っております。

しかし、条例違反をしてはいけないということから、再度ごみの無料化ということについて、条例の提案を申し上げているのが今日の提案であるということをご理解していただきたいと思っております。

以上でございます。

○谷本 貢議長 住民部長、白井保二君。

○白井住民部長 お答えいたします。

ごみの有料化につきましては、町長の方針にありますとおり有料化から無料化にという形になりまして、なぜ条例が有料化になっている中、これに必要な予算を編成し提案しないのかについての考えを説明いたします。

12月の議会にも提案させていただきましたけれども、条例につきましては、提案内容について否決された状況でございます。こういう状況にありまして、引き続き無料化を推進することが町の方針でございますので、その方針に沿った形で今回2月の臨時会に提案させていただいたところでございます。

そして、もしもの話になるわけではございますが、条例がそのまま存続いたしますと、この条例の規定によりまして、4月からごみの有料化を施行しないといけない。しかしこれに係る予算が無いということございまして、条例と予算についてねじれが起こっているということもございまして、これを早急に解決したいということもありまして、条例を提案させていただいておりますので、それらを踏まえまして、まず条例の改正により無料化とする。そして予算については、当然無料化でございますので、有料化に係る予算については必要ないという考えでございます。

で、予算については今般の審議結果を踏まえた上で、再度判断する必要があるのではないかと考えております。

以上です。

○谷本 貢議長 竹内邦博君。

○竹内邦博議員 ありがとうございます。

町長の言われるごみの無料化が適正であるというのもよくわかるのですが、地方自治法の148条のところに、事務の管理及び執行権というのがございます。これには、地方公共団体の長、つまり町長は、普通地方公共団体の事務を管理し、及びこれを執行する義務がございまして、これはよくご存知だと思います。

ごみの有料化条例が可決している限り、それに伴う予算は義務費であるので、予備費で賄うなり、予算を計上して期限までにごみの有料化をしないとならないという道義的責任はたぶんあると思います。

その辺について、もう一度お聞きいたします。

○谷本 貢議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 竹内議員の質問にお答えいたします。

議員がおっしゃるとおりだと思います。条例と予算とは並行して行うものである。条例があっても予算がないということについては、事業ができないわけですから、直ちに予算を計上すべきところでありますけれども、前回の12月の議会でこの考えで提案させていただきました。

その時には、有料化の予算も同時に廃止という形で出さしていただいたのですが、予算については、議会の皆さん方のご理解で、予算を廃止という形になったわけなのですが、条例になりますと有料化ということで、ねじれた議会の結果となってしまったということでもあります。

本来であれば、直ちに先ほども申し上げましたとおり予算計上又はご提案という形になろうかと思うのですが、あくまでも私は住民に公約で無料化ということ掲げております。その内容につきましては、先ほど申し上げましたとおり地方自治体が行う事務とは、一般廃棄物処理つまりごみ処理、し尿処理のことが入ろうかと思っております。

現在大阪府においても大体6対4の割合で、まだ6割が無料化になっていると私は理解しているわけですが、そういった中で、この有料化条例を設置するのが果たしていいのかという疑問があるわけですが、今回は先ほども申し上げましたとおり、ごみの減量化に対する手数料ということになっておりますので、私はこれについては、廃止してもいいのではないかと。

現在世の中の経済状態が大きく変わっておりますし、岬町の住民の台所事情も非常に厳しいも

のがあると判断しております。確かにごみの有料化になった場合、年間で4千円あまりの手数料だと思えますけれども、1日の生活の家庭を考えますと、この4千円は非常に重たいのではないかと。超過課税により21パーセントも高い税負担をおかけしておりますし、これを見直していく段階で、もしごみの減量化が進まないということであれば、改めて議会の皆さん方にご検討していただきたいとこのように思っております。

しかし、岬町はごみの有料化、CO₂の削減について、一生懸命努力して、現在可燃ごみの減量化については削減基準に達しております。そういった中でごみの減量化に対しては果たして有料でいいのかどうか。この辺の議論を議会の皆さん方で勉強会等も含め十分やっていただいておりますので、私はご理解していただけるものだと思っておりますので、本来であれば予算を計上すべきものでありますけれども、今回もあえて無料化の条例の提案をさせていただいたということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○谷本 貢議長 他に質疑ございませんか。川端啓子君。

○川端啓子議員 私はあくまでも有料化により、さらにごみが減量できるということを確信しておりますし、また、なぜ私たちがごみの有料化を推進しているかというところのチラシを新聞折込で全戸配布させていただきましたところ、いろいろなご意見やお電話をいただきまして、有料化というのは時代の流れであります。

具体的にもオークワのレジ袋が有料化になった途端、皆さん袋持参で買い物に行く。それまでのポイントカードの時は1袋につき5円付く形でしたが、現在は確か現金で2円引いてくれますね。人の意識というのは、目に見えずに5円か、目に見えて2円貰えるか、きちっと差し引きをしたら5円の方が得ですが、目に見えてというところに人の意識がわくというところで、有料化によって人に意識が働いて、さらにごみが減量できるというご意見もお聞きしまして、私はやっぱり有料化によってごみは減っていくのだということを確信しております。

でも、町長はあくまでも無料化の人が多く、皆さん無料化が良いと思われていると言われる。そうであれば、アンケートを実施して住民の皆さんに有料化か無料化かを問うたらいいと思うのです。別に6月議会で有料化になったものをいきなり無料化というふうに条例改正をしなくても、この有料化のままで置いておいて、施行日を延期して、アンケートを実施した結果有料化なり無料化なり出してきてもいいのではないかと私は思うのですけれども、どうでしょうか。

○谷本 貢議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 川端議員のご質問にお答えさせていただきます。

有料化を凍結して、住民のアンケートによって是非かを決めて議論したらどうですかということでしたけれども、昨年6月に有料化の条例を制定しました。この時私は現職の議員でございましたので、その内容については承知しておりますが、その当時はおそらく粗大ごみが有料化になるということがその時に決まったのではなかったかと思うのですけれども、それが有料化になるということで、粗大関係がいきなり焼却場に処分される形になって、おそらくいきにごみの減量化ということになったのではないかなと思っております。

そんな中で、有料化を凍結して、アンケートを取るということになれば、過日議会の勉強会の中で、私の方から有料化も無料化もなしにして新しく専門の方を入れた協議会を設置したいという旨もお伝えしていると思うのですけれども、その意見にも耳を貸していただけなかったということから、今回こういった無料といった形の条例案を出させていただきました。

私が1番いいと思うのは、私は公約に無料化という形を掲げておりますけれども、有料化も無料化も一旦はずして、新たに専門の方々の意見というのを貴重に受け入れて、議会で再度皆さんに諮っていただいてもいいのではないかなと思います。

しかし、有料化を凍結してというのは、もう有料化ということが残ったことになりますので、少し不公平かなと思いますので、有料化、無料化をはずした中での考え方であれば、私はその方向もいいのではないかなと思っております。

先ほどちょっと川端議員の方から、ごみの減量化についてのご意見があったのですが、これは桑野先生の『つれづれ』の中で生活ごみの有料化について書かれている内容ですが、有料化することによって不法投棄を無くして行くという議論がよくされているのですが、この先生の理論は、有料化されることによって不法投棄が多くなる。これを処理するのは日時とお金がかかってしまう。ということが書かれております。我が岬町においても、山林の中、東畑、西畑、また淡輪の畑に行かれたらよくわかると思うのですが、かなりの不法投棄がおきております。ここで有料化をすることによって、今以上の不法投棄がおきてこないかということを行行政としては非常に心配しております。

また、一方には無料化することによって、無責任にごみを排出したりするのではないかというご意見もありますので、そういったことを考えますと、川端議員が今おっしゃっているような有料化に対して凍結して、住民のアンケートを取るというのであれば、有料化も無料化もなしで、アンケートを取るという方がむしろ公平であって良いのではないかなと考えておりますので、ご理解をしていただきたいと思います。

○谷本 貢議長 他に質疑ございませんか。川端啓子君。

○川端啓子議員 私としては、専門委員会の代表の方たちの意見を問うということも、もちろん大事ですけども、やはり住民全体にアンケートを実施するというのも大事だということのを要望という形で述べておきます。

○谷本 貢議長 他に質疑ございませんか。中原 晶君。

○中原 晶議員 今回ご提案いただいております案件の附則について、お聞かせいただきたいと思います。附則の第2項ですけども、その中に12月議会では出されていなかった文言が入っているわけですね。この点については、提案者として非常に苦慮されたことの表れというものが滲み出ているようには感じているのですけれども、その中で書かれていることについてお聞きしたいと思います。

第2項の中で「本町の一般家庭から排出される可燃ごみの排出量が、環境省が定める第2次循環型社会形成推進基本計画（平成20年3月策定）において取組む削減目標を達成することが困難な状況にあると判断できるとき検討を加えるものとする。」ということで、基本的に町長のお考えでは、指定袋を住民に買わせるというものから無料に変えるということで、これは大変結構なことだと考えておりますけれども、その内容について、目標が達成できないときには検討を加えるということが今回書き加えられているわけで、確認しておきたいのは、環境省が定めている削減目標について、担当課からお答えいただいたら結構ですけども、目標の指標が3種類あったと思いますが、その3つをお示しいただきたいということと、その3つについて、岬町の現状がどうなっているのか。できているのか、できていないのか。改めて確認をしておきたいというのが1点目であります。

それから、もう1点、今先ほど検討を加えるものとするということが、新たに書き加えられているということを申し上げましたが、この内容については、指定ごみ袋代を取るというものから取らないというものに変えると。この点について目標達成が困難だとなった時に、検討を加えるということでもありますから、この検討を加えるということの中身を少し具体的に確認しておきたいと思います。この検討を加えるというものの中身は、具体的にいうと手数料を取るということに至るということもあるのかどうか。そこについてお聞きしておきたいと思います。

○谷本 貢議長 住民部長、白井保二君。

○白井住民部長 お答えいたします。

まずご質問いただきました1点目の附則第2項の件でございますけれども、その中に規定しております環境省が定めた削減の取組み目標ですが、勉強会の時にもお示ししたと思うのですが、3点ございまして、家庭系ごみ1人1日あたりのごみ排出量、これは平成12年度を基準と

して、平成27年度までに排出量を10パーセント削減する。これは、家庭からでるごみの総量に対する排出抑制の基準でございます。10パーセント減らすことが目標でございます。

次に、2点目につきましては、家庭系ごみ1人1日あたりの排出量（粗大・不燃ごみを含み、資源ごみを除く。）これの削減基準。これにつきましては、平成12年度の排出量を基準として、平成27年度までにその排出量を20パーセント削減するという目標でございます。

3点目が事業系の一般廃棄物ですが、これにつきましても平成12年度を基準として、平成27年度までに排出量を20パーセント削減するということございまして、本町といたしましては、昨年策定いたしました一般廃棄物基本計画におきましても、今ご説明申し上げました2点目の家庭系ごみ1人1日あたりの排出量、粗大不燃ごみを含みますけれども、資源ごみを除いた排出量を平成27年度までに20パーセント削減する。これを重視しておりまして、この状況でございますけれども、現在平成20年度ごみの排出量が確定しておりまして、その内容につきましては、21.5パーセントという形で、これは基準の20パーセントを上回るような形で、平成20年度については、達成した状態でございます。

この達成した要因ですが、平成20年度に粗大・不燃ごみの有料化を行いまして、その前に平成18年度、平成19年度におきましては、駆け込みという形で、家庭から相当量の粗大ごみ等の排出量がございました。その反対に平成20年度から実施しました有料化が大きな効果がございまして、前年度比の10パーセント、すなわち90パーセント減ということになっておりして、それらを要因にしまして、全体のごみ排出量が減りました。こうしたことによりまして、ごみの排出量が減っておりますので、その基準を達成したという状況でございまして、その今後の状況につきまして、特に平成21年度におきましては、また粗大ごみ、不燃ごみの排出量が増えている状況でございまして、今後どのような形で排出量が推移するのかという問題がございまして、その辺のところを今後詳しく見ていく必要があるのではないかというところでございます。

また、今年の3月からプラスチックごみの分別収集を行います。これも削減目標の中にありますとおり、資源ごみを除いて率を計算する形になっておりますので、目標では現在排出されている普通ごみの約8パーセント程度が分別収集され、リサイクルされるのではないかとこのところでございますけれども、それにつきましても、今のところ、これから始まるところでございまして、今後の推移を見る必要があるということもございまして、今後どのような形でごみの排出量が推移するかということは不確定要素でありますので、それを附則の中で、削減の目標が達成できないということが判断できたときは検討を加えるという附則を設けたものでございます。

そこで、どのような形で検討を加えるのかという2点目の質問ですが、これはあくまでもごみ

の減量化の施策でございますので、無料化施策から更なる減量化をするにあたりましては、新たな減量化施策もございますし、その中に有料化もあると思うわけですが、いろいろな減量化の施策を検討材料として、どれを選択して実施することによって減量化できるのかという内容を検討するという考え方でございます。

以上でございます。

○谷本 貢議長 他に質疑ございませんか。中原 晶君。

○中原 晶議員 環境省が定める削減目標について、3つ目はおっしゃりませんでしたね。

今、2つについてお答えいただきましたけれども、今回問題になっているのは家庭系ごみについてが、主な問題になっておりますが、家庭系ごみについての1つ目、2つ目の排出量の削減については、現時点で達成されているということが確認できたと思います。

それから、今触れられませんでしたけれども、3つ目に事業系ごみの排出量の問題がありまして、これにつきましては、この場で特に立ち入ってという考えはありませんけれども、この環境省の定めている削減目標を問題にするということであるならば、家庭系ごみに加えて事業系ごみの排出量の削減についても、きちんと計画や目標を持って町として進めていく必要があるというふうな考えまして、事業系ごみについても、どのようになっているのかということをお聞かせいただこうかなと思ったところであります。

ちなみに事業系ごみにつきましては、平成12年度の排出量を基準とし、平成27年度までに排出量を20パーセント削減するというのが環境省の定めている目標であります。現時点で岬町は平成12年度と比較いたしまして、4.1パーセントの増ということになっておりますので、ごみ問題を考えていく場合には、家庭系のごみだけではなく、事業系についても総合的な計画、目標等を掲げて推進していく必要があるという私の考えを述べておきたいと思っております。

それと2点目にお聞きした検討を加えるという中身について、少し立ち入ってお聞きしましたが、手数料を取ることかということをお聞きしましたが、このことについて、なぜこういうことを聞いたかということと目標が達成できない場合に無料というものについて検討を加えるということでもありますから、これは住民の皆さんにごみ袋代を出してもらおうということもありうるのかということをお聞きしたわけですが、もしそうであるならば、町長が従前からおっしゃっておられた税の二重取りであると、自治体固有の事務として、ごみの処理を捉えておられるのに、税の二重取りになるのではないかと、町長自身がお考えを述べていたことから矛盾するということが考えられましたので、この場で改めてお聞きしたところであります。

先ほどのお話で手数料を取ると、有料化するのも1つの案ということでありましたけれども、

この場で、私の考えを述べておきたいのは、手数料を取るということで必ずしもごみが減るとい
う確証は得られないということでありますので、他の様々な方法について検討していただき、実
施もしていただきたいという要望を述べておきたいと思います。

以上です。

○谷本 貢議長 要望でよろしいですか。

○中原 晶議員 はい。

○谷本 貢議長 住民部長、白井保二君。

○白井住民部長 先ほど私の回答の中で、事業系ごみの件については、今回家庭ごみの有料化の
問題ということで、あえて詳しく説明しなかったわけですが、環境省の基準にありますと
おり平成12年度を基準として、平成27年度までに20パーセント排出量を削減するという目
標でございまして、現在事業系の排出量につきましては、平成20年度基準で4.1パーセント
増えているという状況でございまして、それらにつきまして、今後新たな削減計画を作っていく
必要があるのではないかと考えているところでございます。

まず、1番問題となりますのは、事業系のごみにつきましては、原則的には、排出者でありま
す事業者が処理する義務があると、それについて町が一部の可燃ごみの処理について、有料で請
け負っているという状況でございまして、あくまでも事業者の責任であるということをもう一度、
明確にしたいと考えております。そして町が処理する事業系ごみの削減につきましては、できる
限りこれから進めて参りますプラごみなどの分別を特にご協力いただきたい。また、全体にごみ
を作らない形の事業活動を行っていただきたいと、そのところについて関係者と協議して参りた
いと考えているところでございます。

もう1点、附則の第2項の件でございまして、無料化が行われておりまして、目標の達
成ができない状況と判断できた場合、無料化が有料化になるのではないかとこの考え方もあると
思われるわけではありますけれども、今ご説明申し上げましたとおり、あくまでも減量化に向け
て新たないろいろな方法を考えて、そしてその中で一番適切な方法は何かという検討を加える
という意味でございまして、無料化が駄目だから、すぐに有料化になるという考え方ではござい
ませんので、そのところをご理解賜りたいと思います。

以上です。

○谷本 貢議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 ないようですので、これで質疑を終わります。

(「議長」と呼ぶ声あり)

○谷本 貢議長 川端啓子君。

○川端啓子議員 修正動議を提出したいと思いますので、休憩をお願いします。

○谷本 貢議長 ただいま、川端啓子君から暫時休憩することの動議が提出されました。

暫時休憩することにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 私も修正動議を提出したいと思います。

○谷本 貢議長 暫時休憩することにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。暫時休憩することに決定しました。

議員の皆さん、また、担当部長、課長については、第二委員会室へお集まりいただきますようお願いいたします。暫時休憩します。

(午前10時55分 休憩)

(午前11時35分 再開)

○谷本 貢議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

議案第2号「岬町廃棄物の減量化及び適正処理の推進に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する件」に対して、川端啓子君他6人からまた、和田勝弘君他4人からお手元にお配りしました修正動議が別個に提出されています。

よって、これらを本案と併せて議題とし、まず、川端啓子君他6人から提出されました修正案の説明を求め、質疑を行います。議会議員、川端啓子君。

○川端啓子議員 議案第2号「岬町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する件」に対する修正動議。

発議者 岬町議会議員 川端啓子。

賛同者 岬町議会議員 鍛冶末雄、小川日出夫、奥野 学、竹内邦博、豊国秀行、出口 實
以上です。

上記の動議を、地方自治法第115条の2及び岬町議会会議規則第17条第2項の規定により別紙の修正案をそえて提出します。

内容について、議案第2号「岬町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例の一部を

改正する条例の一部を改正する件に対する修正案

議案第2号「岬町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例の一部を改正する条例（平成21年岬町条例第21号）の一部を改正する条例（案）の一部を次のとおり修正する。

「別表第1の改正規定中「可燃ごみ、家庭廃棄物、一般家庭から排出されるもの（町長が定める資源物を除く。）を定時に収集及び運搬するとき、20リットル用指定袋1個につき20円。30リットル用指定袋1個につき30円。45リットル用指定袋1個につき50円。」を「可燃ごみ、家庭廃棄物、一般家庭から排出されるものを定時に収集及び運搬するとき、無料。」に改める。」とあるのを削る。

「附則第2項を削り、附則第1項中ただし書を削り、同項の見出し及び項番号を削る。」とあるのを、「附則第2項を削り、附則第1項を次のように改める。

この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定（一般家庭から排出されるもの（町長が定める資源物を除く。）を定時に収集及び運搬するときの手数料に係る改正規定に限る。）の施行日に関しては、別に定める条例による。」に改める。

岬町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例附則第2項を削り、附則第1項を次のように改める。

この条例は、公布の日から施行する。

今回、この修正案を提出させていただいた理由につきましては、社会経済不況を考慮してということと住民さんへの周知に時間がかかること。実施している近隣自治体の状況を聞いてみましても、周知徹底にはかなりの時間がかかる。予算を執行してからでも1年以上の期間をみたほうが良いという意見もありますので、今回この案を提案させていただきました。

そして、これは意見ではありますが、条例案の内容につきましても、もっと検討すべき課題があると思います。例えば、指定袋の値段につきましても、財政が許せば、住民負担ができるだけ軽くなるように検討されてはと思います。また、ここでは1番小さい袋が20リットル用の指定袋となっておりますけども、これも当町、高齢化率が高い中で1人暮らしの高齢者の方が、この袋で適正であるのかというところも検討していただくとか、紙オムツの問題、寝たきりの高齢者の方への配慮など、こういうことも検討していただいたらどうか。また、先ほど私が質問でも言わせていただきましたアンケートを実施して、有料化、無料化ということを住民さんに問うということも考えていただいてはどうか。このことは意見として述べさせていただきます、修正案を提出させていただきます。

以上です。

○谷本 貢議長 これをもって、川端啓子君の修正案の説明を終わります。

これより、川端啓子他6人から提出された修正案に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。中原 晶君。

○中原 晶議員 ただいま提案されました修正案について、質疑をさせていただきます。

今提出された中身に入る前に休憩中に2つの動議についてどのように取り扱うかということが、議会議員の中で話し合われたところではありますが、私の立場といたしましては、本日1日の会期中で、1つの議案に対して2つの方向から修正案が出されるという状況にいたって、1日の会期をもって、議会として責任のある徹底した審議をした上で、結論を経るというのは非常に困難であるという立場から、閉会中の継続審査や特別委員会の設置等を要望したところでありますが、これまでの経緯等等々について、他の議員さんからもご意見をいただきまして、結果としては、こういう格好で現時点においては、私としては、徹底した審議とは考え難い部分がありますけれども、この場でどちらかに、また原案を含めて決着をするということにいたったことについては非常に残念だということをもっと申し上げておきたいと思えます。

質問をさせていただきます。本件につきましては、町長が提案する無料化を有料化に戻すというものでありますけれども、町長がこの提案をするにいたったのは、昨年10月の町長選挙で、住民の皆さんに対して公約として、家庭ごみを無料化に戻しますということを掲げて、その結果、田代町長が選ばれたということですので、この民意をこの提案者はどのように受け止めておられるのか、その点をまず1点目にお聞きしたいと思います。

それから、有料化するということでもありますけれども、これまでの質疑、勉強会で明らかなどおり、家庭ごみの岬町内の排出量はすでに減っており、環境省の定める削減目標もすでに達成しているという段階で、なぜさらに有料化が必要だと考えておられるのか、その辺りについてお考えをお聞きしたいと思います。

3点目に有料化すればごみが減るということを確認しておられるということでもありますけれども、有料化すれば、必ずごみが減るのだという根拠を客観的事実や科学的資料を持ってお示しいただきたいと思えます。

4点目に、負担の公平性の問題ですけれども、たくさんごみを出す者は、たくさんお金を払えと言わんばかりの論理でありますけれども、この論理は消費者の側の論理しかありません。私たちは、物を買って消費する消費者の立場でありますから、消費者としては、物を買う時に、昔のようにボールを持って豆腐をくださいという時代ではありませんので、商品だけを本当は欲しいのだけれども、その商品を買うのにあたって、必ずごみと一緒に付いてくるわけですね。買った

いわけではないけれども、一緒に買わされるごみを排出するのにお金を取るのかという考えが私にはありまして、そういう立場から見ますと、果たして生産者側の責任はどうなるのだと、消費者がごみを出す側のことばかりが問題になって、ごみを出すにあたっては金出せ金出せと言わんばかりの状況になっておりますけれども、それでは、商品をつくる、売る側の責任はどなるのかと、もっとごみになるようなものを一緒に売らないように生産者が努力するべきだと考えますけれども、その辺りの生産者の責任については、どのように考えておられるのか。この提案につきましては、消費者のことばかりが書かれていることとなりますけれども、大きな目で見ても、生産者の責任はどのように追及していくべきだとお考えか、その辺りについてお聞かせいただきたいというのが4点目であります。

それから、5点目ですけれども、財政問題についてお聞きしたいと思います。私は、ごみを減らす問題と今の厳しい岬町の財政状況を立て直すという2つの問題が混同されて議論されるのは間違いだというふうに以前から申し上げているところであります。財政問題、財政を立て直すということについては、ごみの減量化とは別にきちんと目標を持って計画的に借金を返していくという計画が必要なわけで、ごみの問題と財政問題を絡めて議論するというのは、非常に誤りを含んでいるというふうに考えるものなんですけれども、今の危機的な財政問題、財政状況に陥っている原因は、どこにあるというふうにお考えなのか、財政状況が厳しいから、住民にこうしてごみ袋を買ってもらおうということになっているようでは、果たして、今の借金を抱えている岬町の状況の責任が住民にあるのかどうか、その辺りについてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

それから最後になりますけれども、提案されている内容の附則のところ、施行日に関しては、別に定める条例によるというふうに書かれておりますけれども、この実施時期については、いつ頃のお考えがあるのかお聞きしたいと思います。

以上です。

○谷本 貢議長 川端啓子君。

○川端啓子議員 たくさん質問いただきまして、私も書いているうちにわからなくなるくらいので、たくさんの質問いただいたのですけれども、町長の公約という最初の質問のところに関しまして、町長の公約が民意の反映ということで、町長が大きな公約3つ掲げておりますので、これだけが民意の反映とはわかりませんので、だから私は、有料化、無料化がいいのか住民さんにアンケートを実施してはどうかということをご提案して、先ほども質疑のところを言いついて、また意見として述べさせていただいておりますし、私たちがなぜ有料化ということ、戸別配布させていただ

いておりますので、中原議員、後でお渡ししますので、これを読んでいただきましたらわかると思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○谷本 貢議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 民意の反映かどうかわからないということでありますけれども、家庭ごみの無料化については、町長が1番頭に持ってきた政策でもあり、一般紙にも取り上げられていた問題でもありますし、私は1つの大きな争点になったと。そのことに対する住民の皆さんの意思であったと感じるものであります。

実際に、私も全住民にアンケートを取ったわけではありませんけれども、いろんな方から町長選挙の後に、町長選挙の結果についてお話いただきまして、こういう声が多かった。どういう声かと言いますと、「家庭ごみを無料にするという公約を掲げていたから田代町長が当選したんや。」という声が、実際に私のところに入ってきたのは多かったです。ですので、アンケートを取る等も住民さんの意見を聞くと、真摯に住民さんの思いを聞くということについては有効な手段かとは思いますが、1つの住民さんの民意の表れだと受け止めるのが議会議員としては当然の立場ではないかと申し上げておきたいと思っております。

それから、お答えの中で、チラシについて触れられましたので、私もこのチラシは見せていただきました。見せていただいた上で、さらに先ほど残る4点については、質問させていただいたとおりであります。

○川端啓子議員 これではわかっていただけなかったということですか。

○中原 晶議員 そういうことです。

それからちょっとお答えいただきたいのが、施行日は別に定める条例によるというところの施行日についてはどのようにお考えかと。このことについては、このビラとは関係ありません、間接的には、このビラでは適切な実施時期を速やかに決定することを要求しているという立場を述べられていますが、ビラでも適切な実施時期を決定することを求め、また、本日提案されておられる中でも、別に定める条例によって、施行日を定めると書かれているわけですが、その具体的な時期について、どのようにお考えになるのかお聞かせいただきたいと。答弁漏れではないかなと思いますので、この点は聞きたいと思っております。

他の件につきましては、ビラについてお答えになっておられるという立場のようですので、再度後で私の考えは述べたいと思っております。

1点だけお答えいただければと思います。

○谷本 貢議長 川端啓子君。

○川端啓子議員 施行日なんですけれども、住民さんからはどうなっているのか、いつから施行されるのかという声も聞こえますので、このところでもその辺について、書かせていただいたんですけれども、やはり施行しようと思ったら予算が無いとできませんので、予算の執行権は町長にありますので、施行日については、町長とお話しながら、定めて行きたいと思っております。

○谷本 貢議長 他に、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 これで、質疑を終わります。

次に、和田勝弘君他4人から提出された修正案の説明を求め、質疑を行います。

議会議員、和田勝弘君。

○和田勝弘議員 和田でございます。

議案第2号「岬町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する件」に対する修正動議について説明をいたします。

修正動議に賛同していただける議員の名前を読み上げさせていただきます。

発議者は、和田勝弘でございます。

賛同議員については、敬称を略して読み上げさせていただきます。辻下正純議員、辻下文信議員、岡本重樹議員、反保多喜男議員であります。

それでは、修正動議の内容について説明をいたします。

議案第2号「岬町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する件」に対する修正動議

上記の動議を、地方自治法第115条の2及び岬町議会会議規則第17条第2項の規定により別紙の修正案を添えて提出いたします。

提出理由は、家庭から排出される可燃ごみを定時に収集及び運搬するときの手数料の定め方を、別の条例で定めることとするため、所要の修正を行うものであります。

もう1点は、本来は無料であるべきと考えておりますが、やむにやまれず不本意ではありますが、行政と議会と住民との調和のため、修正をするものであります。

裏面をご覧ください。

岬町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例の一部を改正する条例（平成21年岬町条例第21号）の一部を改正する条例（案）の一部を次のように修正する。

「別表第1の改正規定中「可燃ごみ、家庭廃棄物、一般家庭から排出されるものを定時に収集

及び運搬するとき、無料」を「可燃ごみ、家庭廃棄物、一般家庭から排出されるものを定時に収集及び運搬するとき、別の条例で定める」に改める。

次に、岬町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（案）附則第2項を削り、附則第1項を次のように改める。

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

○谷本 貢議長 これをもって、和田勝弘君の修正案の説明を終わります。

これより、和田勝弘君他4人から提出された修正案に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。辻下文信君。

○辻下文信議員 なぜその手数料を有料及び無料ではなく別の条例で定めるのか、その理由について、教えていただきたいと思います。

○谷本 貢議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 その理由について、お答えいたします。

家庭系可燃ごみの収集及び運搬に関する手数料については、町は廃棄物減量等推進審議会の答申を踏まえ、昨年6月の議会において、有料化制度が導入されました。

その後、町長選挙において、田代町長が無料化を公約に掲げ当選されました。町長はこの公約を実現するため、無料化に関する条例改正及び補正予算を12月議会に提案されましたが、条例改正案が否決され、本臨時議会に再度無料化に関する条例を提案しております。

町長は無料化の前提として、家庭ごみの減量化の状況及び削減目標を達成していること、またごみ処理に関する経費の合理化を行い、無料化による町財政への影響がないことを理由としております。

一方、有料化を推進する方々は、有料化によって家庭ごみのさらなる減量化及び分別の推進によりリサイクル率の向上が図られ、またごみの減量化によって、ごみ焼却施設の延命化が図られ、将来の財政負担が軽減されるなどを理由としております。

こうした双方が主張する内容については一理あり、またその内容を検証する必要もあると考えております。

こうした状況を考慮し、今一度その内容を大学の先生など、学識経験者で構成する第三者機関で審議していただき、その答申内容を条例化する。すなわち、別の条例で定めることが現在の状況においては、最も適切であると考え修正動議を出した次第であります。

別に定める条例の名称については、家庭系可燃ごみの収集及び運搬に係る手数料を定める条例

(案) になるものだと考えております。

別の条例で定める内容を審査していただく第三者機関については、今後議会と行政が調整を行う必要があると考えております。

ご審議いただいた岬町廃棄物減量等推進審議会と同様の組織が好ましいのではないかと考えておりますが、委員構成に偏りがなく、かつ審議会の公開など、情報公開が必要と考えております。

また、この審議にあたりましては、今まで議論となっておりました今後の排出量の推移。特に継続的にごみ減量化傾向を示しているのか、また環境省が定める削減基準を継続的に達成できるのか、本町の住民負担の内容が他団体と比較して、どのような水準になっているのか、本町の財政状況の今後の推移はどのようになるのか、特に財政健全化の具体的な内容、新たな財源の確保策、既存の事務事業の見直し内容について明らかにする。こうした内容を踏まえ、今後の家庭系ごみに係る住民負担のあり方を審議し、答申をお願いすることが適切ではと考えております。

以上であります。

○谷本 貢議長 他に、質疑ございませんか。奥野 学君。

○奥野 学議員 和田議員からの再度の修正案でございますが、再度確認したいと思います。

今回の和田議員他4人の動議については、12月議会では無料の方で賛成されたように思っておりますけれども、今回は別の条例で定めるという内容になっておりますが、審議会を立ち上げ、その内容によっては有料もありきということになるのでしょうか。その辺だけ1点確認でお願いいたします。

○谷本 貢議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 その審議会の決定で、そのようになると私は考えております。

○谷本 貢議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 今の答弁でわかりましたが、では12月議会の無料化というのは全て撤回ということなのか再度確認したいと思います。

○谷本 貢議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 この件について、無料か有料か、どちらになるかは、審議会で決定するもので、私はどうとは今のところ言えません。審議会にお任せしなければいけませんので、その点はよろしく願いいたします。

○谷本 貢議長 他に、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 これで、質疑を終わります。

ただ今から、議案第2号「岬町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する件」並びに修正案について討論を行います。

まず、川端啓子君他6人から提出された修正案について、討論に入ります。

討論ございませんか。反対討論ですか。反保多喜男君。

○反保多喜男議員 先般の12月議会では、行政案に賛成をいたしました。その気持ちはずっと継続して今まで来ました。今回、議案の審議にあたり、あくまでも無料化に賛成の立場で討論に参加をしたいと思います。

先般、1月27日に行われました勉強会や、さらに過日、賛成の立場の議員で行政側から詳細に説明を求め、勉強をさせていただきました。これは有料化に賛同の議員と同じであります。その状況も踏まえて、この場面では、反対討論を述べたいと思います。

岬町の一般家庭から排出される可燃ごみの排出量は、国が定める削減目標を町民の協力により、20パーセント削減するという目標数値を達成しているにもかかわらず、住民負担をもっと増やそうとする有料化賛成議員の考え方が一部理解できない点もございます。

住民を置き去りにして、この議論をしているのではないのでしょうか。町長が代わったから、現町長に対立した中での議論をしていないだろうか。私もごみの無料化に賛同しておりますが、田代町長が無料化と言ったから無料化に手を上げたのではなく、自分なりに一生懸命考えて、無料化の方に手を上げさせてもらいました。

なぜなら、行政側からもごみの削減目標が達成することが困難な状態にあると判断できる時は、検討を加えると明言しているのではないのでしょうか。

以上のことから、私は無料化に賛成しております。今後も行政側からの提案に対しては、悪いものは悪い、良いものは良いの基本のもと、住民本意に立ち、このようなねじれを解消するためにも、有料化に賛同されている議員さんの英断を求めるものであります。

以上です。

○谷本 貢議長 次に、川端啓子君他6人から提出された修正案に賛成の方の発言を許します。

他に、討論ございませんか。賛成討論ですか。中原 晶君。

○中原 晶議員 反対の立場から討論に参加したいと思います。

先ほど質疑のところ、あまり議論にはなりませんでしたが、1つ民意をどのように受け止めるのかという問題について、もう1点思い出したことがありましたので、その点については言及したいと思います。

1つの大きな争点になったと私が申し上げたのは、マスコミ等でも取り上げられたと先ほど言

ったとおりでもあります。現に田代町長と戦われた前石田町長からも家庭ごみの有料化推進の立場から、その問題に重点を置いたビラが出されたという点から言っても1つの大きな争点となった。その争点に対して住民が審判を下したというふうに考えておきまして、家庭ごみの無料化は立派な民意であるというふうに考えるものであることを改めて表明しておきたいと思っております。

それから、先ほど質問で行ったことに対して、ビラを読んでいただければわかるというお返事でありましたけれども、その点について、私の立場を述べまして反対討論にさせていただきたいと思っております。

まず1つ目ですけれども、家庭ごみの排出量は既に減っていて、環境省が定めている目標を達成しているのに、なぜこれ以上有料化を住民に押し付けようとするのかということについて、明確な言葉の上での答弁はありませんでした。

ビラに書かれていることで言いますと「減量化がさらに進むであろう」ということが示されておりますけれども、私が先ほどお聞きした有料化すれば、必ずごみが減るのかということに対する客観的事実や科学的な資料を持っての根拠は、ビラの中でもお示しになってはおりません。重ねて言うならば、必ずごみが減るのかという問題については、減るところもあれば、増えるところもあるというのが1つの結論でもあるというふうに私は考えております。

実際に東京の福生市というところでは、2002年度4月から有料化を実施されておりますけれども、この福生市というところにつきましては、2002年度有料化された年度につきましては、家庭ごみは減っておりますけれども、その翌年から既に増加傾向に転じているということがあります。

また、島根県の出雲市というところでは、2001年度に有料化を始められておきまして、ここにつきましては、有料化の前年度、また有料化の年にも減少していないという結果が出ております。だいたい有料化と言いますのは、岬町でも現れておりますけれども、有料化をされる年度の前の年にはごみの量が一旦増えます。その後、有料化年度に減って、その後の推移がどうなっていくかということが問題なわけですけれども、この島根県の出雲市にいたっては、前年度に駆け込み的な増えがあったのかと思いきや、その有料化当年に減るという傾向も見せずずっと増えているという傾向を表しております。

今、例に挙げたのは2つでありますけれども、この7人の議員の皆さんが出されたビラでは、「ごみの有料化を実施している所ではどんな効果がでているの?というところで、阪南市では、平成20年度から有料化を実施しているが、可燃ごみが前年度より18.4パーセント減少。資源ごみは6.9パーセント増」という格好で示されておりますけれども、ごみの量の推移について

は、1年や2年という短期なもので、その後の傾向が必ずしも凶れるというものではありませんので、短期的なものを1つの指標として捉えて、ごみの有料化の優勢を表すのは非常に無理があるというふうに考えるものであります。長期的な視野に渡って、住民の皆さんと一緒に、ごみを減らし続けるという立場に立つならば、ごみの有料化を選ぶべきではないという考えであります。

それから、負担の公平性については、この出されているビラについても特段の言及はありません。先ほど質問した際にも、お言葉での答弁もありませんでした。私の考えをここで述べておきたいと思っております。

先ほど少し言いましたけれども、私たち消費者というのは、商品を買うときに、ごみも一緒に買わされていると、そしてそのごみを出すのに、消費者はお金を払わないといけないということになっているわけですが、そうしたら、商品と一緒にごみを売りつける側の生産者はどうなのか。果たして適切な相応しい負担が生産者に求められているのかと、この問題では町独自の話ではありませんけれども、はっきりと申しまして、国のごみ行政に瑕疵があると言わざるを得ません。住民から、消費者から負担を求めるといふのであれば、生産者からも負担を求めるといふのが公平ではないでしょうか。また、先ほど、町長から提案された案件について、質問させていただいたところで、事業系ごみの減少の問題について触れましたけれども、住民にばかり負担をかけるのではなくて、事業系ごみを減少させるにはどうしたらいいのか、そういった点も含めて、ごみ行政というのは、非常に多岐に渡るものであります。これを先ほど申ししておりますが、本日1日限りの審議では審議がつかせないというふうに考えるものでありまして、今後に渡っても住民とともに知恵も力も出し合い、協力もしていけるという話し合いを持っていくことが大切であると考えております。負担の公平性については、住民にだけ負担を押し付けるという立場は誤りであるというふうに考えるものであります。

次に、お聞きしました財政問題についてですけれども、今起こっている岬町の財政危機の原因がどこにあるのかと、この問題が住民に責任があるとすれば、住民に負担を求めるといふのは当然の理でありますけれども、果たして住民に責任があると言えるのでしょうかという問題が私は非常に疑問に感じるところですし、おかしいと感じるものです。

これは、町だけに責任を求められるものでもないとは考えています。と言いますのは、国の施策でお金貸してあげるから、どんどん箱物つくれという行政が以前されてきて、その波に乗って、箱物で出来た借金が非常に重たい負担となっているわけです。

それから、国からの交付税等、地方への財政支援がどんどん削られているというのが現状でも

あります。また、町税収入の落ち込みも1つの要因であります。このことを考えた時に、町の財政が厳しいからといって、その責任を住民に押し付けるというのは誤りであるというふうに考えるものであります。

また、負担の問題でいきますと、他市町村、全国見渡しますと、例えば、出雲市では40リットルのごみ袋が40円で販売されていましたが、2008年度からは50円となり、10円値上げされております。

また、北海道の伊達市では、40リットルのごみ袋が1989年60円で販売されていたものが、2004年80円に、20円値上がりをしてされております。ですので、一旦ごみの有料化というのが持ち込まれれば、消費税と同じような論理でどんどん負担が住民に課せられるということにも繋がり兼ねないという立場から、そのような住民負担を求めると、責任のない住民に対して負担を求めるのは誤りであるという立場であります。

最後に、何度も申し上げておりますけれども、ごみの処理の問題に関しては、町長も繰り返し述べておられますが、自治体固有の事務であるという立場から、住民に対して新たな負担を求めるべき問題ではないということを改めて述べまして、本修正案に対して反対の討論とさせていただきます。

以上です。

○谷本 貢議長 他に、討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 これで、川端啓子君他6人から提出された修正案の討論を終わります。

次に、和田勝弘君他4人から提出された修正案について、討論に入ります。

討論ございませんか。反対討論ございませんか。

○谷本 貢議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 反対するには忍びないのですが、反対討論をさせていただきます。

内容につきまして、同意する部分もあるんです。と言いますのは、本案の附則の第2項を削るというのは同意できると考えるものなんです。と言いますのは、附則の第2項というのは、本案の質疑のところで、私が質問させていただいていた中身でありまして、「一般家庭から排出される可燃ごみの排出量が、環境省が定める第2次循環型社会形成推進基本計画（平成20年3月策定）において取組む削減目標を達成することが困難な状況にあると判断できるとき検討を加えるものとする。」これを削っているということについては、基本的に賛成であります。

住民からお金を取ることでごみの量を減らすという考え方が誤りであるという立場から、この

点については、賛同できるものと考えております。

また、先ほど和田議員がおっしゃったとおり、不本意ではあります但与説明のところでおっしゃっておられましたが、提出者また、他の賛同者の皆さんにいたりまして、基本的には町長の無料化案にご同意されているということとを考慮した際に、反対するには忍びないと申し上げているところではあります、私は、あくまでも町長の当時から示されている家庭ごみは無料化であるということに賛同する。これは住民の目線からいって、このことは揺ぎ無い私の確信でありますので、無料のままの条例に賛同したいという立場でありますので、賛同し兼ねるということをお願いしておきたいと思ひます。

それから、和田議員の提案でいきますと、無料化、有料化は一旦置いておいて、その内容について審議しましょうと、このことについては、大いに賛同できるものであります。真剣な協議と審議が必要な問題だと思ひておりますので、これは賛同できるんですけども、それを第三者機関に委ねるという点について、やや賛同し兼ねる部分があるということも申し添えておきたいと思ひます。

議会は議会として、徹底審議を尽くした上で、議会としての結論を出すべきであるというのが前提と考へますので、それが尽くされていないと考へるものでありますから、徹底審議を議会として責任を持って尽くす。その前に審議会に委ねるという立場はとりかねるというところでありまして、非常に悩ましいところではあります、賛成し兼ねるという立場であります。

○谷本 貢議長 次に、和田勝弘君他4人から提出された修正案に賛成の方の発言を許します。

辻下正純君。

○辻下正純議員 私は和田勝弘議員の提案に賛同している一議員として、賛成の立場から討論させていただきます。

家庭系可燃ごみの収集及び運搬に関する手数料について、町が廃棄物減量等推進審議会の答申を踏まえ、6月議会において、有料化制度が導入されました。

その後、町長選挙において、田代町長が無料化を公約に当選されました。町長はこの公約を実現するため、無料化に関する条例改正及び補正予算を12月議会に提案されましたが、条例改正案が否決され、本臨時会に再度無料化に関する条例を提案しております。

町長は無料化の前提として、家庭ごみの減量化の状況及び削減目標を達成していること、またごみ処理に関する経費の合理化を行い、無料化による町財政への影響がないことを理由としております。

一方、有料化を推進する方々は、有料化によって家庭ごみのさらなる減量化及び分別の推進に

よりリサイクル率の向上が図られ、またごみの減量化によって、ごみ焼却施設の延命化が図られ、将来の財政負担が軽減されるなどを理由としております。

こうした双方が主張する内容については一理あり、またその内容を検証する必要もあると考えております。

私は、本来であれば、引き続き無料化を訴えていく決意ではありますが、現在の議会の状況及び行政側との関係を考慮しますと病むに病まれずの心境であります。

よって、このような状況を考慮し、今一度その内容を大学の先生など、学識経験者で構成する第三者機関で審議していただき、その答申内容を条例化する。すなわち、別の条例で定めることが現在の状況においては、最も適切であると考え修正動議に賛成する次第であります。

以上であります。

○谷本 貢議長 他に、討論ございませんか。反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 賛成討論ございませんか。辻下文信君。

○辻下文信議員 それでは、まず私の第1希望を説明させていただきます。

昨年の6月議会での家庭系ごみの無料化、有料化の審議のときから、私は無料化を支持し続けて参りました。その理由を簡潔に言います。

まず1点目、現在の社会的背景が皆さんご存知のようにたいへんな経済不況になっており、住民生活が苦しくなっております。そんな中での住民に負担を強いるのはいかがなものかということです。

2点目、大阪府下では、有料化よりも無料化している市町村の方が多いということ。

3点目、有料化によるごみの減量化といいますが、私の知っているところでは、過去10年間の家庭系ごみが減ってきているということと、これからも減るといことが予測されます。それは、人口減や、分別等、住民意識の高まりもあると思われませんが、有料化以外に減量化については、いろいろな方法があると思います。それと国が定めたごみの減量化目標20パーセントは昨年の有料化が決定された際には、達していなかったんですけども、現時点では達成されております。

4点目、財政上の問題であります。有料化による収益の約1,000万円は行政側の処理場の管理費や収集方法の見直し努力によって、財源確保されております。

5点目、多数決の民主主義の世の中、昨年の町長選の票数差が多い方を民意と受け止めるべきではないでしょうか。どうしても納得できないのであれば、住民の声として上がっております住

民投票という手段も含め、検討を加えていただきたいと思います。

以上、ごみの無料収集は、分け隔てなく全ての住民に提供されているたいせつな行政サービスです。反対する理由は何もありません。住民に負担を掛ける有料化は最後の手段であり、様々な努力を積み重ね、どうにもならないときにこそ住民にその根拠を訴えるべきであります。

今回のように無料化できる条件が整っている場合は、住民の視点に立って、意志決定すべき住民の代表としての議員の立場から、行政の原案が私の第1希望として、望ましいと思っておりますけれども、今回出てきました調整案の修正動議に第2希望として賛成いたします。

以上であります。

○谷本 貢議長 他に、討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 これで、和田勝弘君他4人から提出された修正案の討論を終わります。

これより、原案に対して討論に入ります。

討論ございませんか。反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 賛成討論ございませんか。中原 晶君。

○中原 晶議員 これまで、しつこい程申し上げてきましたので、この場で改めて論陣を張るということは避けましても、繰り返し述べているとおり、自治体固有の事務であると、全住民的なサービスですので、これは無料化を実現していただきたいということを住民の代表として、改めて、申し上げておきたいと思えます。

それから、原案について、質疑のところ、少し触れましたが、今後上手くいかない場合は、検討を加える。この検討の中に手数料を取るという考えは、全く入れないようにすべきだという立場を改めて述べて原案賛成であります。

以上です。

○谷本 貢議長 他に、討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 これで、討論を終わります。

議案第2号の採決に入るに先立ち、採決の方法について申し上げます。

本件に対して、川端啓子君他6人から、また和田勝弘君ほか4人から、それぞれ修正案が提出されておりますが、表決の便宜上、別個のものとみなし、それぞれの修正案について採決いたします。

これより、議案第 2 号「岬町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する件」について採決に入ります。

まず、本件に対する川端啓子君他 6 人から提出された修正案について、起立により採決します。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○谷本 貢議長 起立多数であります。よって、川端啓子君他 6 人から提出された修正案は、可決されました。

次に、本件に対する和田勝弘君他 4 人から、提出された修正案について、起立により採決します。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立少数)

○谷本 貢議長 起立少数であります。よって、和田勝弘君他 4 人から提出された修正案は、否決されました。

ただ今、川端啓子君他 6 人から提出された修正案は、原案に対して全部修正であるため、川端啓子君他 6 人から提出された修正案が可決されたことに伴い、審議中の原案は、議決不要となりました。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷本 貢議長 異議なしと認め、原案は議決不要とします。

○谷本 貢議長 これで本日の日程は、全部終了しました。会議を閉じます。

これをもって、平成 22 年第 1 回岬町議会臨時会を閉会します。

慎重審議、ありがとうございました。

(午後 0 時 37 分 閉会)

以上の記録が本町議会平成22年第1回臨時会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成22年2月12日

岬町議会

議 長 谷 本 貢

議 員 反 保 多喜男

議 員 岡 本 重 樹